

大分県報

令和五年
第四六一号
十一月十四日

（火曜日）

目次

告示

- 指定予定保安林……………
林業種苗法による生産事業者の登録……………
付保義務の発生……………
道路区域の変更……………
道路の供用開始……………
公告……………
県営土地改良事業の工事の完了……………

告示

- 大分県告示第四百七十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
令和五年十一月十四日
大分県知事 佐藤 樹一郎
一 保安林予定森林の所在場所
由布市湯布院町川西字古ヤシキ一三四六番一、一三四六番二、一三四八番から一三五一番まで、一三五五番、一三六三番
二 指定の目的
土砂の流出の防備
三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字古ヤシキ一三四六番一・一三四九番・一三五一番・一三六三番（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百七十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。
令和五年十一月十四日

一 登録番号 大分県知事 佐藤 樹一郎
北部第六号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社大明 代表取締役 井上 将大

宇佐市大字北宇佐二百五十一番地の三

三 生産事業の内容

1 種穂 採取、精選

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

株式会社大明

宇佐市大字北宇佐二百五十一番地の三

大分県告示第四百七十八号

豊岡加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和五年十一月十四日

大分県報 (告示・公告)

二

令和五年十一月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第四百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年十一月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和五年十一月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	事 業 名	着手年月日	完了年月日
		後	前					
県道日之影字目線	佐伯市宇目大字南田原字西八三〇番二から 佐伯市宇目大字南田原字西八二六番三まで	後	前	メートル 二〇・四 一・一	メートル 一九・〇	県営中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備) (杵築大田地区)	平二三・九・七	平二五・三・一五
		後	前	メートル 二二・一 一・一	メートル 一九・〇			
		後	前	メートル 二二・一 一・一	メートル 一九・〇			
		後	前	メートル 二二・一 一・一	メートル 一九・〇			
		後	前	メートル 二二・一 一・一	メートル 一九・〇			
大分県告示第四百八十号	佐伯市宇目大字南田原字西八二四番五 佐伯市宇目大字南田原字西八二四番七 七地内	後	前	メートル 二〇・六 一〇・九	メートル 五八・〇	県営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備) (杵築大田地区)	平二三・九・七	平二五・三・一五
		後	前	メートル 二二・一 一・一	メートル 一九・〇			
		後	前	メートル 二二・一 一・一	メートル 一九・〇			
		後	前	メートル 二二・一 一・一	メートル 一九・〇			
		後	前	メートル 二二・一 一・一	メートル 一九・〇			
道路の種類及び路線名	供用開始区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	事 業 名	着手年月日	完了年月日
		後	前					
		後	前					
		後	前					
		後	前					
道路の種類及び路線名	供用開始年月日	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	事 業 名	着手年月日	完了年月日
		後	前					
		後	前					
		後	前					
		後	前					

大分県告示第四百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日